

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第 28 条 未納税移出</p> <p>第 1 項関係</p> <p>7 蔵置場設置許可の取消し</p> <p>蔵置場を設置している者等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、蔵置場の設置許可を取り消すことができる。ただし、その蔵置場の所在地を所轄する国税局長が特に蔵置場の設置許可を取り消さなくても差し支えないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 蔵置場を設置している者が、国税若しくは地方税に関する法令若しくは組合法の規定により罰金の刑に処せられ、又は<u>通則法</u>（地方税において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けその旨を履行した場合</p> <p>(3)～(8) 省 略</p> <p>第 45 条 密造酒類の所持等の禁止</p> <p>1 「法令において認められる場合」の意義</p> <p>法第 45 条に規定する「法令において認められる場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>(4) <u>通則法第 11 章</u>その他の法令の規定に基づき公売若しくは払い下げられた酒類又は酒母等を譲り受け所持し、若しくは譲渡する場合</p> <p>(5) <u>通則法第 11 章</u>の規定により還付を受けた酒類又は酒母等を所持する場合</p> <p>第 50 条 承認を受ける義務</p> <p>7 ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い</p> <p>酒類製造者が法第 50 条第 1 項第 4 号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー原酒又はブランデー原酒（以下「ウイスキー原酒等」という。）をスピリッツ製造の原料に供しようとする場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を 95 度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類にウイスキー原酒等を混和する場合には、与えないこととし、その他の場合には、次の(1)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 着色度</p> | <p>第 28 条 未納税移出</p> <p>第 1 項関係</p> <p>7 蔵置場設置許可の取消し</p> <p>蔵置場を設置している者等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、蔵置場の設置許可を取り消すことができる。ただし、その蔵置場の所在地を所轄する国税局長が特に蔵置場の設置許可を取り消さなくても差し支えないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 蔵置場を設置している者が、国税若しくは地方税に関する法令若しくは組合法の規定により罰金の刑に処せられ、又は<u>国税犯則取締法</u>（地方税において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けその旨を履行した場合</p> <p>(3)～(8) 同 左</p> <p>第 45 条 密造酒類の所持等の禁止</p> <p>1 「法令において認められる場合」の意義</p> <p>法第 45 条に規定する「法令において認められる場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)～(3) 同 左</p> <p>(4) <u>国税犯則取締法</u>（明治 33 年法律第 67 号。以下同じ。） その他の法令の規定に基づき公売若しくは払い下げられた酒類又は酒母等を譲り受け所持し、若しくは譲渡する場合</p> <p>(5) <u>国税犯則取締法</u>の規定により還付を受けた酒類又は酒母等を所持する場合</p> <p>第 50 条 承認を受ける義務</p> <p>7 ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い</p> <p>酒類製造者が法第 50 条第 1 項第 4 号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー原酒又はブランデー原酒（以下「ウイスキー原酒等」という。）をスピリッツ製造の原料に供しようとする場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を 95 度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類にウイスキー原酒等を混和する場合には、与えないこととし、その他の場合には、次の(1)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 着色度</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>製造後のスピリッツを移出するに際して、当該酒類について<u>日本工業規格に定める吸光度分析通則に従い</u>、430 ナノメートル（nm）及び480 ナノメートル（nm）の吸光度をそれぞれ測定し、その着色度がいずれも 0.19 以下となるもの。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> | <p>製造後のスピリッツを移出するに際して、当該酒類について<u>光電光度計を用いて</u> 430 ナノメートル（nm）及び480 ナノメートル（nm）の吸光度をそれぞれ測定し、その着色度がいずれも 0.19 以下となるもの。</p> <p>(3)・(4) 同左</p> |
| <p>第 53 条 納税地</p> <p>2 所持犯等の場合における納税地</p> <p>令第 58 条《納税地》に規定する「法第 45 条の規定に違反したことを権限ある職員に発見された場所」とは、内ていその他の資料により<u>通則法第 11 章における当該職員に犯則の事実を発見された場所をいう</u>。したがって、司法警察職員等から引渡しを受けた事件については、その引渡しにより犯則の事実をは握した場所をいう。</p> | <p>第 53 条 納税地</p> <p>2 所持犯等の場合における納税地</p> <p>令第 58 条《納税地》に規定する「法第 45 条の規定に違反したことを権限ある職員に発見された場所」とは、内ていその他の資料により<u>国税犯則取締法上の収税官吏に犯則の事実を発見された場所をいう</u>。したがって、司法警察職員等から引渡しを受けた事件については、その引渡しにより犯則の事実をは握した場所をいう。</p> |
| <p>第 7 編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係</p> <p>第 7 条 控除</p> <p>第 1 項関係</p> <p>5 「酒税等の納税義務者がその災害のあった日以後において納付すべき酒税等の税額」の意義</p> <p>災免法第 7 条第 1 項《<u>控除</u>》に規定する「酒税等の納税義務者がその災害のあった日以後において納付すべき酒税等の税額」とは、酒税の納税義務者がその災害にあった日以後において納付しなければならない又は徴収されるべき酒税の税額（例えば、法第 30 条の 2 《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》に規定する期限内申告に係る同条第 1 項第 5 号の酒税額又は法第 30 条の 5 第 1 項《<u>引取りに係る酒類についての酒税の納付等</u>》に規定する酒類に係る酒税額。）をいう。したがって、滞納税額、延滞税額、過少申告加算税額、<u>無申告加算税額及び重加算税額</u>は含まない。</p> | <p>第 7 編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係</p> <p>第 7 条 控除</p> <p>第 1 項関係</p> <p>5 「酒税等の納税義務者がその災害のあった日以後において納付すべき酒税等の税額」の意義</p> <p>災免法第 7 条《<u>控除</u>》第 1 項に規定する「酒税等の納税義務者がその災害のあった日以後において納付すべき酒税等の税額」とは、酒税の納税義務者がその災害にあった日以後において納付しなければならない又は徴収されるべき酒税の税額（例えば、法第 30 条の 2 《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》に規定する期限内申告に係る同条第 1 項第 5 号の酒税額又は法第 30 条の 5 《<u>引取りに係る酒類についての酒税の納付等</u>》第 1 項に規定する酒類に係る酒税額。）をいう。したがって、滞納税額、延滞税額、過少申告加算税額<u>及び無申告加算税額</u>は含まない。</p> |